

菰崎市（監委）告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和7年6月5日

菰崎市監査委員 中嶋 尚夫

菰崎市監査委員 田原 一孝

1 監査実施年月日

令和7年5月27日・5月28日

2 監査対象

公の施設の管理に関して受託した事務

- (1) 株式会社まあめいく
（市民交流センター、地域情報発信センター）
- (2) NP0 法人子育て支援センターちびっこはうす
（子育て支援センター）
- (3) 菰崎市社会福祉協議会
（老人福祉センター、在宅デイサービスセンター）
- (4) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
（健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき）
- (5) 株式会社ケイミックス（市文化ホール）
- (6) 株式会社図書館流通センター（市立図書館）

3 監査対象期間

令和6年度

4 監査の結果

指定管理者としての業務は、いずれも適正かつ効率的に執行されていると認められた。

5 指摘事項

なし